

平成 29 年 9 月 1 日

## すみれ工房用地造成工事 入札要項

「すみれ工房用地造成工事」の一般競争入札にあたり、下記項目を確認遵守いただきますようお願いいたします。

- 1 事業名：すみれ工房用地造成工事
- 2 事業主：社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 理事長 佐藤義博
- 3 工事場所：大阪府豊能郡能勢町栗栖 166
- 4 工事期間：平成 29 年 10 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日 契約書に定める
- 5 工事発注方式：設計・施工方式
- 6 入札方式：一般競争入札
- 7 入札予定価格：19,200,000 円（税抜き）
- 8 入札最低制限価格：入札後開示
- 9 入札日時：平成 29 年 10 月 2 日（月）16 時 00 分 様式指定の入札書を使用する
- 10 入札場所：大阪市浪速区湊町 2-1-57 難波サンケイビル 7 階 701 会議室
- 11 入札に必要な資格
  - 1) 事業者は、工事施工に関し建設業許可を有することとともに、1 級又は 2 級の土木施工管理技士を雇用していること（一部工種に下請け事業者による施工の場合は、当該工種の下請け事業者が前記条件を満たしていること）  
なお、地質調査（ボーリング工事）については、多数の「土木工事一式」の登録事業者が当該登録を行っていないため、「地質調査技師」を雇用し「建設コンサル土質調査」を登録している下請け事業者で対応することは差し支えないものとする  
事業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していること
  - 2) 入札日の過去 2 年以内に国及び地方公共団体の一切の行政処分を受けていないこと（必須）
  - 3) 事業者は過去 2 年間に国税、地方税を滞納していないこと（必須）  
国又は地方公共団体の建設工事競争入札参加資格者名簿に、「土木工事一式工事」の業務で登録をしていること
  - 4) 現場には事業者が雇用する主任技術者を、工事を施工する日に配置できること
  - 5) JV（共同企業体）による場合には、JV 代表者による契約ができること
- 12 入札資格確認図書の提出期限：平成 29 年 9 月 8 日（金）午後 5 時
- 13 入札資格確認図書の内容
  - 1) 工事施工者の建設業許可の写し、廃棄物処理業許可の写し
  - 2) 記載する施工管理技士であることを証する書面の写し及び健康保険証の写し
  - 3) 国又は地方公共団体の競争入札参加登録を行っている事業者は登録証の写し
  - 4) 「都道府県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金はありません」と記載された直近 1 事業年度の納税証明書
  - 5) 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書：証明書の種類は「その 3」（「その 3 の 2」、「その 3 の 3」でも可）

14 保証金（履行保証）

落札事業者は、落札額での工事履行保証保険に加入し保険証書を契約締結時に事業団へ差し入れること

15 前払金

事業者が工事代金の前払を求める場合は、契約締結後、落札額の4割以内の額で、10万円単位の額で前払金を支払うものとする

16 質疑応答期間

平成29年9月1日（金）から9月25日（月）の10：00から17：00

17 質疑応答の方法

メールにより下記のアドレスへ質問事項を送付して下さい。電話での質疑応答には対応しません。質疑応答は事業団ホームページに順次掲載します。

産経新聞厚生文化事業団本部（半澤宛）：[k.hanzawa@sankei-fukusi.or.jp](mailto:k.hanzawa@sankei-fukusi.or.jp)

18 入札に付す条件について

- 1) **工事は設計施工方式**とし、事業者は施工する工事に関し法令の定めにより必要な許可、届出等を行うこと
- 2) 工事は「造成工事計画平面図」及び「ボーリング調査計画図」、「廃棄物撤去工事計画図」等の参考図書に基づき各工事を設計施工すること
- 3) 埋め立てられている廃棄物の処理・処分費用は、事業者が発行するマニフェストの数量に単価を乗じた額（税込）を支払う従量方式とする
- 4) 擁壁工事等は「間知ブロック写真」及び「間知ブロック設置構造図」に示す構造部材と同等性能の部材を使用して施工すること（設置する工作物の敷地境界との離隔は1mとすること）
- 5) 工事にあたって、工事及び周辺の安全確保のために保安員（ガードマン）を必要に応じて配置すること
- 6) 現石積みの撤去処分工並びに、間知ブロック設置工については、石積み隣接地の一時使用が可能となる11月6日以降から施工すること
- 7) 事業団の敷地境界に越境している隣接地の事業団が指示する樹木の越境部分の伐採をすること
- 8) 隣接地に存する竹林のうち、事業団が指示する範囲の竹林を掘削、撤去処分すること

19 その他留意事項

工事に対する修補義務期間は2年間と設定し契約書を締結します。

事業者は、法令を遵守し、安全に工事を施工して下さい。

当該工事の安全を確保するために、始業、終業の工事施工に関する報告を事業団が指定する職員へ行って下さい。

入札書に押印いただく印影は、契約締結権限を有した事業者の権限者の印影もしくは、権限者から入札権限の委任を受けた者の印影を使用して下さい。委任を受けた者の印影による入札を行う場合は、委任状を入札時に提出して下さい。